

宿泊税の導入検討に関する事業者説明会での主な質疑応答

事業者説明会において皆様からいただいた主なご質問と、それに対する市の考え方・対応方針をまとめました。今後の制度設計や実務負担軽減に向けた検討の参考とさせていただきます。

① 宿泊税の制度・税率について

- Q. なぜ宿泊料金に応じた「定率制」や「段階的定額制」ではなく、一律 200 円の「定額制」なのですか？**

各税率のメリット・デメリット、税収見込みなどを総合的に比較検討いたしました。宿泊料金に応じて税額が変わる仕組み（定率制や段階的定額制）を採用した場合、一泊二食付きプラン等において「宿泊料金」と「食事代」を厳密に分ける必要があり、各事業者様の事務負担が非常に大きくなること、また「宿泊料金」は各事業者様の申告によるため公平感に欠ける状況も想定されることから、わかりやすく事業者様の負担も抑えられる「定額制」を採用いたしました。

- Q. 12 歳未満を課税免除とする案について、ホテルのシステム上は「小学生」単位で宿泊費を設定しているため、年齢基準（12 歳未満）にされるとシステム改修が複雑になる可能性がある。また「添い寝無料（ベッド追加は有料）」といったプランごとの基準は作れませんか？**

年齢による免除基準（12 歳未満）を適用した場合、同じ小学生であっても誕生日等によって課税と免除に分かれるケースが生じるため、システム対応が複雑になるという技術的な課題は認識いたしました。事業者様のプラン内容（ベッド追加など）に応じた課税判断の可否も含め、実務で混乱が生じないように、先行自治体の事例（システムの対応方法や運用ルール）を参考に、研究・確認をさせていただきます。

- Q. 「学校行事」は課税免除とありますが、学校の部活動や地域のスポーツクラブ、少年団などの宿泊は免除対象になりますか？**

本税における「学校行事」とは、主に学習指導要領で定められた修学旅行や林間学校などを想定しております。部活動や地域のスポーツクラブ、サークル等での宿泊は学校行事（教育課程）には当たらないため、課税免除の対象外（課税対象）となります。

- Q. 企業の社宅や、大学の実習生が実習のために「寮」としてホテルを使用する場合、課税対象になりますか？**

原則として、旅館業法の許可が必要な施設における「宿泊行為」はすべて課税対象となります。ただし、大学や企業がグループ内で一括請求・契約を行うケースなど、特殊な契約形態における詳細な取り扱いにつきましては、実務上の課題として今後の制度設計の参考にさせていただきます。

- Q. モーターの場合、「休憩」の扱いや、休憩で入室した後に結果として宿泊料金へ移行した場合はどのような扱いになりますか？

どこまでを「宿泊」と定義するかについては、今後細かく基準を定める必要があります。先行事例では、「宿泊契約に基づく滞在」または「日をまたぐ6時間以上の滞在」を宿泊行為と定義しているケースがございます。休憩から宿泊へ移行した場合も含め、どのようなケースが課税対象となるのか、研究・確認をさせていただきます。

② 税金の使途と使途検討委員会について

- Q. 集まった宿泊税は、各エリア（例：塩原地区）で集めた税額に応じて、それぞれの地域の事業に充当されるのですか？（応能負担の観点から、多く集めた地域に多く使ってほしいという意見など）

宿泊税は、特定の温泉街や観光スポットだけではなく、市内全体での活用を想定した財源です。ただし、エリアごとに抱える課題や税収のバランスも考慮する必要があります。今後設置する「使途検討委員会」において、市全体を対象とする事業か、特定の地域に特化すべき事業かを含め、どのような使い方が最も効果的か（誘客や地域還元につながるか）をしっかりと協議した上で決定してまいります。

- Q. 使途例にある「空き家・空き店舗の活用」「インフラ整備（電柱地中化やトイレ整備）」などは、既存の国の補助金では実施できないのですか？また、具体的に塩原の旧視力センターの取得や、事業者への貸付事業などに使うことは可能ですか？

国の補助メニューも存在しますが、多くは100%補助ではなく市側の費用負担が発生します。観光施策として必要不可欠な事業の「市負担分」をこの宿泊税で賄うことを想定しています。また、地域の魅力向上に必要な不動産（空き家等）の取得や、事業者への貸付事業などへの充当についても、技術的・法的に可能かを確認した上で、使途検討委員会が必要と認められれば実施（充当）できる財源と考えております。

- Q. 使途検討委員会のメンバーはどのように選定されるのですか？「特定の地域や代表者だけの声が強くなり、小規模事業者の声が届かないのではないかと不安です。また、全事業者を対象とした定期的なアンケート調査を実施し、その結果を検討のテーブルに乗せるなど、事業者の納得感を得られる仕組みづくりも検討してほしい。

宿泊税導入に係る検討委員会でも、委員の人選における公平性の重要性や、若い世代、小規模事業者の声も反映すべきといった様々なご意見がありました。特定の地域や一部の団体に偏りが出ないように、全体のバランスを考慮した人選、事業者様の御意見を反映できる仕組みづくりを検討してまいります。

③ 現場の事務手続き・システム改修費の補助金について

- Q. システム改修費補助金（補助率 50%・上限 50 万円案）では、昨今の物価高騰やハードウェア改修の必要性を考えると大幅に不足しています（実際には 120 万円程度かかるという声や、他都市では上限 200 万円の事例もあります）。増額や、特定の業種（モーター等）も対象に含まれるか教えてください。

現在お示ししている補助制度は、あくまで「現状の案」です。説明会を通じて、システム会社の見積もりや物価高騰の実態など、大変貴重なご意見をいただきました。事業者様の負担を軽減できるよう、上限額の引き上げや補助率の変更について引き続き検討させていただきます。また、特定の業種を排除するような先行事例は見受けられないため、本市においても同様に、広く対象とする方向で検討してまいります。

- Q. 自社ホームページの書き換えや宿泊税の案内文掲載を外部の管理委託会社へ依頼し、費用（有料）が発生した場合、これもシステム改修費補助金の対象になりますか？

宿泊税を円滑に導入・周知するためには、自社ホームページ等での事前案内も非常に重要であると認識しております。ホームページの編集・改修費用を補助金の対象範囲に含められるかどうかについても、事業者様の導入負担軽減の観点から、合わせて検討を進めてまいります。

- Q. 完全キャッシュレス化を進め、現地での現金のやり取りを無くしている施設もあります。宿泊税のために都度領収書を手書きで作成したり、現地で現金を扱ったりするのは運用の後戻り（負担増）になるため、市で対策を検討してほしいです。

キャッシュレス化や業務効率化を推進されている事業者様にとって、手作業の事務作業が増えることは大きな負担になると認識いたしました。事業者様の既存の運用（キャッシュレス決済やデジタル領収書など）を極力阻害しないような作成方法や納付手続きについて、先行事例を十分に研究してまいります。

- Q. OTA（インターネット予約）で事前決済を済ませている宿泊者の場合、宿泊税の徴収はどのように行いますか？

現在の入湯税と同様の扱いを想定しております。OTA 等で宿泊料金の事前決済が完了している場合であっても、宿泊税につきましては別途、現地のフロント等にて精算（徴収）していただく形となります。宿泊者への事前周知が重要となりますので、市としても周知に努めてまいります。

- Q.** ネットで事前決済をした予約者と、当日の宿泊者が異なるケースや、当日現地で宿泊税の理解が得られず徴収できなかった（トラブルになった）場合はどうすればよいですか？

現場のスタッフ様が困惑されるケースや、当日のお客様とのトラブルを防止するためにも事前の周知が非常に重要と考えております。先行自治体の対応事例を研究し、ご案内させていただきます。

- Q.** 1年前や半年前から予約を受け付けている施設もあります。既存の予約者への再案内を避けるためにも、周知期間はどの程度見込んでいますか？

早くから予約をされているお客様や事業者様にご迷惑をかけないように、十分な準備・周知期間が必要であると考えております。先行事例を見ても様々な期間が設定されていますが、本市としては、少なくとも半年から1年程度は時間を確保し、周知・徴収開始のスケジュールを設定する予定です。